

カンボジア王国
国民 信仰 国王

経済財政省

No. 108 MEF. BK

プノンペン、2008 年 2 月 15 日

関税及び公課の還付に関する省令

上級大臣兼経済財政大臣は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 経済財政省設置法を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/18 号
- 関税法を公布する 2007 年 7 月 17 日付勅令第 NS/RKM/0707/017 号
- 経済財政省の組織と機能に関する 2000 年 1 月 20 日付政令第 04.ANK.BK 号
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第 1 条

関税消費税局は、次に掲げる理由で支払われた、輸入関税、輸出税、公課及びその他の金額を全額又は部分的に還付する権限を有する。

1. 業務的過誤により発生した場合を含む、全ての過払い
2. 税関から引き取る前に、不足、欠陥、損傷、腐敗、品質劣化等が発見された輸入品。税関から引取済みだが再輸出される物品、税関の監督下で破壊された物品。または関税レジームに変更があった場合。
3. 関税法第 24 条に定める不服審査機関の決定、又は管轄裁判所の決定の結果による過払い。不服審査機関は、申立ての第一段階では関税消費税総局長、第 2 段階では関税委員会となる。

第 2 条

カンボジア国内で製造・生産され、海外に輸出される物品に直接使用される原材料の輸入時に支払われた関税及び公課は、還付することができる。

本条に定める還付については、関税消費税局からの要請に応じて、経済財政省により事前に認可されなければならない。

第3条

上記条項に規定する還付については、次に掲げる規定と条件に従って実施されなければならない。

1. 還付請求は、税関申告書原本のコピー、関税及び税金の支払領収書、船荷証券、物品検査報告書、税関職員署名済の破壊証明書、税関認証済の輸出申告書、通過書類等の必要書類を添付して、関税消費税局に文書で提出されなければならない。
2. 上記の第1条に規定する還付請求は、輸入税関申告書の登録日から1年以内、または不服審査機関の決定または管轄裁判所の決定から1年以内に行われなければならない。
3. 上記の第2条に規定する還付については、輸出される製品の製造に使用される、関税及び公課支払済の原材料の輸入税関申告書の登録から1年以内に、製品が輸出される場合にのみ許可される。

第4条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

第5条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

上級大臣兼経済財政大臣

署名

キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

閣僚評議会

「今後通達する」

関税消費税局

第5条に規定する通り

カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」

官報

公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、
正確を期すためには 原文をご参照ください。